

みやけい交通安全ニュース

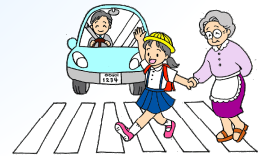
No.014 2021.3.30

春の全国交通安全運動

令和3年4月6日(火) ~ 4月15日(木)
交通事故死ゼロを目指す日 4月10日(土)
~ 運動の重点 ~



- 脇見・ぼんやり運転等追放
- 子供と高齢者をはじめとする歩行者の安全の確保
- 自転車の安全利用の推進
- 歩行者等の保護をはじめとする安全運転意識の向上



春は児童や幼児の交通事故が増える時期です。十分に注意しましょう！
歩行者が横断歩道を横断しようとしているときは必ず一時停止しましょう！
歩行者は横断歩道を利用し、斜め横断や車の直前直後の横断はやめましょう！
後部座席もシートベルトを着用しましょう！

宮崎県自転車条例 令和3年4月1日施行

～宮崎県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例～

◇自転車保険への加入義務

自転車利用者、事業者、自転車レンタル業者は自転車保険に加入しなければいけません。未成年者が自転車を利用するときは、保護者が手続きをしてください。

－自転車事故の損害賠償事例－

小学生が運転する自転車と歩行者が衝突し、歩行者が意識不明の重体となった事故で小学生の保護者に9,521万円の損害賠償が命じられました。

◇乗車用ヘルメットの着用

- 幼児用座席に幼児を乗せる前にヘルメットを着用させましょう。
- 幼児や児童が自転車を運転するときにもヘルメットを着用させましょう。
- 70歳以上の方もヘルメットを着用しましょう。

◇自転車の点検整備

定期的に自転車の点検や整備を行い、安全に乗れるようにしましょう。

－自転車点検の合い言葉「ぶたはしゃべる」－

- 「ぶ」…ブレーキは前後とも効きますか？
- 「た」…タイヤはすり減っていませんか？空気圧は大丈夫ですか？
- 「は」…反射材はちゃんと光りますか？
- 「しゃ」…車体(ハンドル、サドル、チェーンなど)は大丈夫ですか？
- 「べる」…ベルはちゃんと鳴りますか？



← 宮崎県警察交通部ツイッター →



★ 宮崎県警察本部交通部交通企画課 ★